

# 美作大学と奈義町教育委員会との「放課後学習支援活動」 に係る連携協力協定書

## (目的)

第1条 美作大学（以下「大学」という。）と奈義町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、奈義町立奈義小学校における「放課後学習支援活動」に関して、児童の学力向上と大学生の教育実践力の養成を目的に連携・協力を図る。

## (連携・協力の内容)

第2条 前条の規定に基づき大学と教育委員会が連携・協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童の学力向上と学習習慣の形成・定着に関する事項
- (2) 教師としての実践力を培うために行う指導に関する事項
- (3) その他双方が必要と認める事項

## (連携・協力の方法)

第3条 大学と教育委員会は、大学生の派遣そして受入について、その時期、方法等を事前に協議し、相互にメリットが生じるよう連携・協力するものとする。

## (経費)

第4条 奈義小学校における放課後学習支援活動に係る経費の負担については、大学と教育委員会が協議して決定するものとし、大学生及び大学教員の移動経費については、大学の負担とする。

## (有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。  
ただし、有効期間満了の日の90日前までに、大学と教育委員会のいずれからも別段の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (補則)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合、大学と教育委員会は協議して、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、双方がそれぞれ1通を保有するものとする。

令和元年11月1日

美作大学  
学長 鵜崎 実



奈義町教育委員会  
教育長 和田 潤司

